

ふくおか FUKUOKA 市政だより

令和7(2025)年

4/1

No.1774

福岡で暮らす



東平尾公園交差点(博多区)

今号の主な内容	特集 福岡で暮らす 1~3
	固定資産税・都市計画税のお知らせ 4
	令和7年度 介護保険料について 5
	米アトランタ市 姉妹都市締結20周年 6
	予防接種のお知らせ 7
	情報BOX 8~15
	区版 16

※本紙掲載の情報は3月14日時点のものです。

人口 1,658,999人 (前月比21人増) 男=783,087人／女=875,912人	面積 343.47km² ダムの貯水率 81.16% (3月14日現在)
世帯数 890,695世帯 (前月比159世帯増) ※人口と世帯数は令和7年3月1日現在推計	
●市役所代表電話 ☎711-4111 (市外局番は092)	
●市政に関するご意見・要望・相談 広聴課 ☎711-4067 📠733-5580	
●福岡市政だよりの配布 毎日メディアサービス ☎0120-359-303	

市長からの メッセージ

この春から福岡市で新生活を迎える皆さん、ようこそ福岡へ。市は、生活に役立つさまざまな情報の発信や、便利なサービスの提供を行っています。

市政に関する情報は、市政だよりやホームページ、SNSなどで発信しています。市公式ポータルサイト「ふくおかサポート」に登録すると、個人の属性に合った情報が自動で届きます。このほか、行政手続きのオンライン化も進めています。

また、暮らしの困り事を相談できる窓口を多数設置しています。専門家による相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。市は、これからも市民の皆さんの便利で快適な暮らしをサポートしていきます。

福岡市長 高島宗一郎



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、持続可能な社会の実現を目指す17の国際目標です。福岡市は、SDGsの達成に向けたさまざまな取り組みを進めています。





福岡で暮らす

春は進学や就職、転職などで新しい生活をスタートさせる人も多い季節です。市民の皆さんの暮らしに役立つ情報や、便利なサービスを紹介します。

市ホームページは
こちらから↓

福岡市

検索



市からのお知らせや情報を入手する

本紙「福岡市政だより」は、市の重要な施策から各施設のイベントまで、市政情報を幅広く伝える広報誌です。毎月2回（1日号・15日号）、年間23回発行しています。※1月15日号は休刊。

市政だよりWEB版（福岡市政だより）で検索）では、発行号別検索だけでなく、「お知らせ」「講座・教室」「しごと」など、カテゴリ別の検索もできます。

最新の情報や、市の施策などについて詳しくは、市ホームページでご確認ください。「くらし・手続き」「子育て・教育」など、

項目別に分かりやすく掲載しています。

LINE、X（旧ツイッター）、インスタグラム、フェイスブックの市公式アカウント・関連アカウントや、YouTubeの市公式チャンネルもご活用ください。

SNSの
一覧はこちら



市の便利なシステムを利用する

皆さんの利便性向上のため、市には区役所等の窓口に行かなくてもできるさまざまな行政手続きがあります。

●ネットで手続き

市は、電子申請で完結する手続きを増やしてきました。パソコンやスマートフォンを使っていつでも簡単に申請ができますので、ぜひご活用ください。

【利用できる主な手続き】

▽粗大ごみの回収申し込み▽図書館の蔵書検索・貸し出し▽保育所の利用申請▽就学援助の申請▽水道の使用開始・中止の



花と緑あふれるまちへ

●コンビニ交付サービス

市が発行する▽住民票の写し▽印鑑登録証明書▽戸籍全部（個人）事項証明書▽戸籍の附票の写し▽所得証明書▽納税証明書（個人市県民税分）を、全国のコンビニ等のマルチコピー機から取得することができます。

※窓口で取得するより手数料が1通につき50円お得です。取得にはマイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要です。詳しくは、市ホームページ（福岡市）



マルチコピー機は各区役所内にも設置。平日午前8時45分～午後5時15分に利用可（写真は博多区役所）

【新生活に役立つ便利な2冊】

●ふくおか市生活ガイド

市役所・区役所の各種窓口や手続きのほか、避難情報、子育て、健康、福祉、文化・スポーツなど、暮らしに関わるあらゆるジャンルの情報を分かりやすくまとめました。市の事業や取り組みなども紹介しています。



毎年6月に改訂

図広報課 ☎711-4016 ☎732-1358

●家庭ごみルールブック

家庭ごみの出し方や分別方法、資源物の出し方などについて分かりやすく紹介しています。福岡市では、ごみ出し日がお住まいの地域ごとに異なります。夜間に収集しますので、決められた日の日没から午前0時までに出してください。



英語版、中国語版、韓国語版もあります

図ごみ減量推進課 ☎711-4039 ☎711-4823

岡市 コンビニ交付サービス」で検索）でご確認ください。
自分が住んでいる地域を知る

●災害時に備える

自宅周辺や職場など、自分の生活圏内の災害リスクを知り、避難経路などを確認しておくことが大切です。

市は、各地域の洪水や土砂災害、津波などの災害リスクや、避難所の位置情報などを一つにまとめた「総合ハザードマップ」を、市ホームページ（福岡市総合ハザードマップ）で検索）に掲載しています。※紙版の各種ハザードマップも各区役所等で配布しています。

また、災害時に役立つ市の防災アプリ「ツナガル+」もダウンロードは
こちらから↓



アンドロイド



iPhone

●地域活動に参加しよう

市内には約2300の自治会・町内会があり、防犯パトロールや清掃活動等を行うほか、夏祭りなど、イベントを通して住民同士の交流を深めています。これらの活動は、住民の皆さんの会費で支えられています。

顔の見える関係づくりは、災害などの非常時にも生かされます。できる範囲で構いません。気軽に地域活動に参加してみませんか。

地域活動等について詳しくは、地域コミュニティサイト「ふくコミ」で紹介しています。問い合わせは、コミュニティ推進課（☎733・5161 ☎733・5595）へ。

困ったときは市の無料相談窓口へ



市民相談室

市民の皆さんが気軽に相談できる相談窓口を、市役所、各区役所・出張所に設置しています。

●市政相談

市政に関する意見・要望や、日常生活の問題についての相談を、市役所2階および各区役所で、平日午前9時～午後5時に面談・電話で受け付けます。予約は不要です。

※市政相談は、入部出張所(☎804-2011 📠803-0924)と西部出張所(☎806-9430 📠806-6811)でも実施しています。

●法律相談

市役所2階および各区役所で、弁護士が相続、離婚、損害賠償などの相談に面談で応じます。※法律相談については、市役所、区役所およびチケット法律相談＝**下囲み参照**＝のいずれかが、1人年1回利用できます。

🕒午後1時～4時(実施曜日は窓口によって異なる) 対各日先着6人(1人25分) 申相談希望日の1週間前に当たる日(祝休日の場合は翌平日)以降に、各相談窓口で電話または来所で予約を。

チケット法律相談

天神法律相談センター(中央区天神三丁目)または六本松法律相談センター(中央区六本松四丁目)で、無料の法律相談が受けられます(1人30分)。毎月1日(土日祝日の場合は翌平日)から市役所2階の相談窓口でチケットを月40枚先着で配布します。

【各市民相談室の問い合わせ先と相談実施曜日】 ※祝休日・年末年始は休み

相談窓口	問い合わせ先		相談内容・相談実施曜日			
	電話	ファクス	市政相談	法律相談	司法書士相談	就労相談
市役所2階	711-4019	733-5580	月～金	月・火・水	—	—
東区役所	645-1011	651-5097		木	第1金	火・水・金
博多区役所	419-1013	452-6735		水	第2木	月～金 ※1
中央区役所	718-1014	714-2141		金	第1木	火・水
南区役所	559-5010	559-5014		火	第3木	月～金 ※2
城南区役所	833-4010	844-1204		金	第4水	月・火
早良区役所	833-4308	846-2864		月	第3火	木・金
西区役所	895-7008	885-0467		木	第4月	月・火・水

●司法書士相談

各区役所で、司法書士が相続、不動産登記、債務整理などの相談に面談で応じます。

🕒午後1時～4時(実施曜日は窓口によって異なる) 対各日先着6人(1人30分) 申各区相談窓口で電話または来所で予約を。

●就労相談

各区役所で、15歳以上の求職者を対象にキャリアコンサルタントが面談またはオンラインで相談に応じ、就労を支援します。

🕒午前9時～午後5時(実施曜日は窓口によって異なる) 申同相談窓口事務局(☎733-0717)に電話、または右コードから予約を。



※1 博多区は福岡商工会議所ビル1階(博

公正証書作成相談

遺言、離婚など公正証書の作成に関する相談に、公証人が面談で応じます(予約制)。🕒第2・4金曜日午後1時～4時 所市役所2階 ☎711-4019 📠733-5580 対各日先着6人(1人30分)

交通事故相談

専門の相談員が交通事故による損害賠償や示談交渉などの相談に、面談・電話で対応します(面談は要予約)。🕒平日午前9時30分～正午、午後1時～4時 所市役所2階 ☎711-4097 📠733-5580

多駅前二丁目)で実施。 ※2 南区はアミカス(高宮三丁目)で午前9時30分～午後6時に実施(第2・最終火曜日を除く)。



専門相談窓口

いずれも祝休日・年末年始は休み(24時間相談を除く)。来所を希望する場合も、まずは電話で相談を。

こども総合相談センター(えがお館)

育児不安、非行、虐待など、子ども・保護者を対象にした相談

所中央区地行浜二丁目▷24時間相談＝☎833-3000▷女の子専用相談＝☎833-3001(平日午前9時～午後5時) 📠832-7830

消費生活センター

商品やサービスの契約、販売方法、品質、多重債務などに関する相談

所中央区舞鶴二丁目あいれふ7階 ☎781-0999(平日午前9時～午後5時、土曜日午前10時～午後4時) 📠712-2765 ※来所相談は平日のみ(要予約)

いきいきセンターふくおか (市地域包括支援センター)

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、専門のスタッフが市内57カ所の同センター窓口で、月～土曜日午前9時～午後5時(祝休日を除く)に健康、福祉、介護等の相談に応じています。

詳細は右コードから確認するか、各区地域保健福祉課にお問い合わせください。



スマホは
こちらから

人権啓発センター

人権に関する相談

所中央区舞鶴二丁目あいれふ8階 ☎717-1247(平日午前10時～正午、午後1時～5時。受け付けは4時30分まで) 📠724-5162

男女共同参画推進センター・アミカス

夫婦、家族、パートナー、職場などの人間関係、DVなどの相談

所南区高宮三丁目 対第2・最終火曜日▷総合相談＝☎526-3788(午前10時～午後4時30分、第2・4月曜日は午後8時まで) ※面談は要予約▷DV相談ダイヤル＝☎526-6070(水・木曜日午前10時～午後4時) 📠(共通)526-3766

生活自立支援センター

仕事探しや借金、住まいが安定しないなど、生活に困っている人の相談

所中央区天神一丁目エルガーラオフィス棟7階 ☎0120-17-3456(平日午前9時～午後5時) 📠732-1190

障がい者110番

障がい者の権利擁護などの相談

所中央区荒戸三丁目 市民福祉プラザ(ふくふくプラザ)4階 ☎738-0010(月～金曜

日午前9時～午後5時、第2・4木曜日は正午～午後8時) 📠791-7687 ✉shougai110@c-fukushin.or.jp

精神保健福祉センター

自殺、依存症、ひきこもり、発達障がいなど心の相談

所中央区舞鶴二丁目あいれふ3階▷自殺予防＝☎737-1275(平日午前10時～午後4時)▷依存症・ひきこもり＝☎737-8829(火・木曜日および第1・3水曜日午前10時～午後1時)▷発達障がい・性的マイノリティー＝☎737-8829(第1・3水曜日午前10時～午後1時) 📠(共通)737-8827

外国人総合相談支援センター

外国人への情報提供・相談(23言語対応)

所博多区店屋町 国際会館1階 ☎0120-66-1799(平日午前9時～午後6時。受け付けは5時30分まで) 📠262-2700



上記の他にも、各種専用相談窓口を市ホームページ(「福岡市 相談窓口ガイド」で検索)に掲載しています。どこに相談したらいいかわからない時は、上表の各市民相談室の窓口にお問い合わせください。